係る売上金額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。次号及び次項において同じ。）の月別売上金額を合計した金額に当該合併等の日（当該合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

二　売上調整年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該売上調整年度のうち最も古い売上調整年度開始の日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。以下この号において同じ。）に係る合併法人等　当該合併法人等の基準日から当該合併等の日の前日までの期間内の日を含む各売上調整年度（当該合併法人等が未経過連結親法人又は未経過連結子法人に該当する場合には、基準日から当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の連結事業年度とみなした場合における当該連結事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度に係る売上金額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等の月別売上金額を合計した金額を加算する。

第三十九条の三十九第二十二項中「同項第一号若しくは第二号」を「同項各号」に改め、「又は同項第三号の合併」を削り、「係る被合併法人等の」の下に「当該合併等の日前に開始した」を加え、「同じ。）の」を「連結事業年度等」という。）に係る」に改め、「（分割等」の下に「（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「連結事業年度（当該分割等の日がその分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の連結事業年度開始の日である場合における当該連結事業年度を除く。）」を「連結事業年度等（」に、「分割連結事業年度等」を「当該各連結事業年度等」に、「分割連結事業年度開始の日」を「分割連結事業年度等の開始の日」に改め、同条第二十三項中「、第三項又は第七項」を「又は第四項」に、「、当該総額方式等適用年度」を「、当該適用年度」に、「計算に」を「計算における同項の売上金額に」に、「の売上金額」を「に係る売上金額」に、「とき）」を「ときを含む。）」に改め、同号イ中「総額方式等適用年度」を「適用年度」に、「、当該分割法人等の当該」を「は、当該分割法人等の当該各」に改め、同号ロ中「各売上調整年度の」を「売上調整年度の」に、「、当該分割法人等の当該」を「は、当該分割法人等の当該各」に改め、同項第二号中「（次号に掲げる分割承継法人等を除く。以下この号において同じ。）」を削り、「又は」を「及び」に、「売上調整年度ごと」を「調整対象年度ごと」に、「売上調整年度に係る」を「各調整対象年度に係る」に、「と次に」を「に次に」に、「との合計額」を「を加算する。」に改め、同号イ中「総額方式等適用年度」を「適用年度」に、「について」を「当該分割承継法人等が未経過連結親法人又は未経過連結子法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の連結事業年度とみなした場合における当該連結事業年度を含む。イにおいて「調整対象年度」という。）については」に、「当該売上調整年度」を「当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度」に改め、同号ロ中「のうち最も古い売上調整年度から当該分割等の日の前日を含む売上調整年度までの各売上調整年度について、当該分割承継法人等の当該売上調整年度」を「（当該分割承継法人等が未経過連結親法人又は未経過連結子法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の連結事業年度とみなした場合における当該連結事業年度を含む。ロにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度」に改め、同項第三号を削り、同条第二十四項中「係る分割法人等の」の下に「当該分割等の日前に開始した」を加え、「同じ。）の」を「連結事業年度等」という。）に係る」に、「当該各連結事業年度等」を「当該各連結事業年度（当該分割等の日が当該分割法人等の連結事業年度開始の日である場合における当該連結事業年度を除く。」を「連結事業年度等（」に、「分割連結事業年度等」を「分割連結事業年度」に、「分割連結事業年度開始の日」を「分割連結事業年度」に、「分割連結事業年度等」に、「分割連結事業年度」に改め、同条第二十五項中「、第三項又は第七項」を「又は第四項」に改め、同条第二十七項第一号中「（次号」の下に「又は第三号」を加え、同号イ中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項第七号」を「同条第八項第八号」に改め、「次号イ」の下に「及び第三号イ」を加え、「（当該連結親法人又はその連結子法人の同条第八項第四号に規定する比較試験研究費の額（以下この項において「比較試験研究費の額」という。）が零であるときは、百分の八・五）を削り、同号イ⑴中「比較試験研究費の額を」を「法第六十八条の九第八項第四号に規定する比較試験研究費の額（以下この項において「比較試験研究費の額」という。）を」に、「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に改め、同号イ⑵中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に、「〇・一」を「〇・一七五」に改め、同号イに次のように加える。

⑶　当該連結親法人又はその連結子法人の比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五

第三十九条の三十九第二十七項第二号中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第三項第一号」に改め、同号イ中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第七項」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の比較試験研究費の額が零であるときは、百分の八・五）を削り、同号イ⑴中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に改め、同号イ⑵中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に、「〇・一」を「〇・一七五」に改め、同号イに次のように加える。

⑶　当該連結親法人又はその連結子法人の比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五

第三十九条の三十九第二十七項第六号を削り、同項第五号中「第六十八条の九第六項の規定の」を「第六十八条の九第七項の規定の」に改め、同号イ中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同号イ⑴中「第一項に規定する」を「第十七項第一号及び第五号並びに第二十七条の四第十八項第一号及び第六号に掲げる」に、「第六十八条の九第八項第七号」を「第六十八条の九第八項第八号」に改め、「ロ⑴」の下に「及びハ⑴」を加え、同号ロ中「第六十八条の九第七項」に、「同項第一号に掲げる金額」を「同項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額」に改め、同号ロ⑴中「イ⑴に掲げる金額」を「イ⑴及びロ⑴に掲げる金額の合計額」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第六十八条の九第七項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額が同項第一号に掲げる金額を超える場合のその超える部分の金額のうち同項第二号に掲げる金額に達するまでの金額に⑴に掲げる金額が⑵に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

⑴　当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される第十七項第二号及び第七号に掲げる試験研究に係る特別試験研究費の額

⑵　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係る⑴に掲げる金額の合計額

第三十九条の三十九第二十七項第五号を同項第八号とし、同項第四号中「第六十八条の九第四項（第一号に係る部分に限る。）」を「第六十八条の九第五項第一号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「受けた場合」の下に「（第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を加え、同号イ中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第七項」に改め、「当該中小連結親法人又はその